

# アングロ・サクソン前期、ウェセックスのイネ王と教会の関係

—『イネ王法』における王の視点—

近 藤 佳 代\*

## The Relationship between King Ine of Wessex and Church in Early Anglo-Saxon England

—An Analysis of Ine's Law—

KONDO Kayo

### abstract

The relationship between the king and the church in early Anglo-Saxon England is a theme that has not been fully studied. This paper throws light on this problem by analysing 'the church laws' of the Law of King Ine of Wessex (r.688~726). When one commits the ecclesiastical offence such as neglecting to baptise a child and working on Sunday, Ine's Law imposes no ecclesiastical penalties (penance) but secular penalties. And Ine levied a fine on the offender. By this fine, Ine's income increased. Furthermore, the fact that Ine's Law gives relatively high status to the Christians—godfathers, godsons and communicants—meant that these Christians were set under the secular legal system. And Ine was at the apex of the system. Finally, Ine gives an important status to the bishop of the church—in this meaning, the bishop was also incorporated in the secular legal system. As a conclusion, from an analysis of the church laws of Ine's Law, it is possible to state that the church was set under the secular legal system in early Anglo-Saxon Wessex.

Keywords : Ine's Law, Anglo-Saxon England, Wessex, penance, P. Wormald

### I. はじめに

アングロ・サクソン時代後期<sup>(註1)</sup>イングランドの王アルフレッド(位871~899)はその法で、「(王の)法が命じるように賠償金を支払いかつ教会が命じる罰(教会的贖罪)を受けるべきである」(1-8条)と、統治にあたって教会との強い協力関係を表明した。さかのぼってアングロ・サクソン前期、597年にローマからキリスト教がイングランドに伝道されて間もなくの時代には王は教会とどのような関係にあったのであろうか。本稿では688~694年に作成されたと考えられるウェセックスの『イネ王(位688~726)法』<sup>(註2)</sup>を史料に用い、同法に規定された条文を分析することによってアングロ・サクソン前期の王と教会の関係の一端を明らかにしたい。なぜなら『イネ王法』は全121条項中教会に関する言わば「教会条項」が20あり、そこにこれを作成した王の教会に対する考えを見ることができるのではないかと考えるからである<sup>(註3)</sup>。

『イネ王法』の条文から何が読みとれるかを確定するために、まず次のことが検討されねばならない。すなわ

---

キーワード：『イネ王法』、アングロ・サクソン期イングランド、ウェセックス、贖罪、P・ワーモルド

\*平成20年度生 比較社会文化学専攻

ち法が口承されていた社会において王法自体なぜ書かれたのか、また王法は当時どのような役割を果たしたのか、実際使用され実効力をもっていたのか否かが問われなければならない。19世紀末F. Liebermannはアングロ・サクソン諸王の法は社会の規範的な役割を果たし法廷での決定は少なくとも部分的には書かれた法に基づいてなされたと考えた<sup>(註4)</sup>。20世紀以降もD. Whitelockは「王法が発布されると関係者すべてに知らせるため多くの写しが出回ったに違いない。いくつかの王法は実際に使用されるために編集された」と述べる<sup>(註5)</sup>。しかしながら一方、D. Bethurumはアングロ・サクソン人の「法的伝統は書かれた法を必要としなかった」と言い<sup>(註6)</sup>、1970年代J.M. Wallace-Hadrillは書かれた王法は法を与える王の機能をあらわすのみで当時の法的実践の指針としては重要でなく、それゆえほとんど使用されず多くの写しを必要としなかったと結論付けた<sup>(註7)</sup>。Wallace-Hadrillの考えはP. Wormaldによってさらに発展させられ<sup>(註8)</sup>、その後80年代、90年代に王法の書かれた理由、果たした役割、現実的使用に関して多くの研究が出された。Wormaldは裁判の結果を記録しているチャーターの中に王法への言及や王法からの引用がないことから王法の現実的使用を疑問視し、アングロ・サクソン時代には実際の法作成 (legislation) 過程は本質的に口頭でもって行われたと主張した。そして王法が書かれた理由をローマ皇帝とキリスト教に帰している。それゆえ王法は、正義の実現は支配者のなすべき仕事であり王は法を作り社会の要請に応えるべきであるというローマ的・キリスト教的なイデオロギーをあらわしている記録であると捉える<sup>(註9)</sup>。しかしこれに対してR. McKitterickは、書かれた法を作るのにイデオロギーは重要な動機であるが、書かれた法はその価値やそれがあらわすシンボルが理解される時のみ効果的なのであり、シンボルを活用するためにはその目的を理解する聴衆が必要であると指摘した<sup>(註10)</sup>。H. Vollrathもまた法作成は概して口頭でなされたとしながらも、書かれた法の存在にWormaldとは異なる理由を挙げる。すなわち王が法を編むのに書くという方法を取ったのはイデオロギーからではなく、当時の例外的状況—自らに有利な法を記録させようとする教会側の関心、他国への権威伸張、デーン人との接触—がそうさせたと言うのである。それゆえVollrathはWallace-HadrillやWormaldとは違い、王法の実際的使用を疑わない<sup>(註11)</sup>。S. Keynesは当時の読み書き能力に着目し、10～11世紀に王の役人は書き言葉をかなり使用しておりアングロ・サクソン後期社会は実用的読み書きに慣れていたと言う。確かに重きをなしたのは王の口頭での法令であったが、しかし王の法令を地方へ知らせる過程を助けることが10世紀の王法の役割であったとKeynesは主張した<sup>(註12)</sup>。最近ではL. Oliverがケントの『エセルベルフト王法』は記憶するのに適している方法—例えば傷つけられた人の身体部分を頭から足へと述べる—で記されアングロ・サクソン時代の法的伝統における口承と記録の分岐点にあるものであるとの見解を発表した。Oliverはエセルベルフト王は書くことで未来に自分の重要性を伝えようとしたのみで王法は法作成の記録ではなくむしろ王の記念碑として見るべきであると主張した<sup>(註13)</sup>。確かに以上の研究は口承法文化社会にもかかわらずいくつかの個々の王法—『エセルベルフト王法』(Oliverの研究)、『エセルレッド2世 (位978～1016) 王法』(Keynesの研究)など—が書かれた理由を説明している。しかしこれらの研究は特に9世紀以降継続的に多くの王法が書かれた事実を総体的に考察していない<sup>(註14)</sup>。このようにアングロ・サクソン諸王の法が書かれた理由や役割について、また実際にどのように使用されたのかという問題については未だ共通の見解はない。しかしWormaldが当時の実態について王法からわかることは法作成についてでありその条文から法作成者 (王) の態度が見てとれると述べているように<sup>(註15)</sup>、少なくとも王法は何らかの意図をもって王が作成したものであるという点では研究者は一致している。

アングロ・サクソン諸王の法の条文から王の意図を探る研究には以下のものがある。A. Hardingは王法は平和裏に紛争を解決するために人々を従わせるよう圧力を加えるものであるとし<sup>(註16)</sup>、A.R. Bridburyは王法は王の権威により当時の賠償制度を正当化しようとしたものであったと述べ<sup>(註17)</sup>、P. R. Hyamsはアングロ・サクソン時代の多くの法作成はフェーデ文化に対抗してなされ、王法にはフェーデ社会における平和を求める王の願望が見られると考える<sup>(註18)</sup>。さらにWormaldは人々の間の不和を抑えることすなわち正義の実現は王の仕事であり、フェーデと賠償によって不和を解決する社会に王は積極的に関わり始めたこと、王が「法と秩序に単に観念的に責任を負う立場から活発な関与」へと動き始めたことが王法の条文からうかがえると述べる<sup>(註19)</sup>。すなわちこれらは王法には社会秩序を維持し統治しようとする王の意図が表れていると考えるものである。

以上の研究を参考とし、本稿では少なくとも王法の規定から王の統治意図が読めるという立場に立ち、今までなされてこなかった『イネ王法』の教会条項の条文全体を分析し、王がどのように教会<sup>(註20)</sup>を扱おうとしていた

かを考察する。それによって王と教会の関係の一端を明らかにしたい。以下II. ではイネ王の教会政策を3つの点に分けて検討する。

## II. 『イネ王法』における教会政策

### 1. 王はキリスト教的義務に関与、王の権利拡大のために利用

『イネ王法』<sup>(註21)</sup>には教会の定めたキリスト教徒としての義務と考えられる幼児洗礼、日曜日の遵守、教会税納入についての以下の条項がある。

2条：幼児は（生後）30夜以内に洗礼されるべきである。もしそのように洗礼されないならば、（保護者は）30シリング（でもって）償うべきである。

2-1条：この場合もし幼児が洗礼なしに死ぬならば、彼（＝保護者）は彼が所有するところのすべてでもって償うべきである。

3条：もし奴隷が日曜日に彼の主人のいいつけによって働くならば、彼は自由となるべきである。そしてその主人は罰金として30シリング払うべきである。

3-1条：しかしもしその奴隷が彼（＝主人）の関知なしに働くならば、皮膚を喪失すべきである（＝鞭打たれるべきである）。

3-2条：しかしもし自由人がその日に彼の主人のいいつけなしに働くならば、彼は自由を喪失すべきである。（あるいは60シリングの罰金（を払うべきである）。司祭はその2倍の罰金を払うべきである）<sup>(註22)</sup>

4条：教会税は聖マルティヌスの祝日に納められるべきである。もし誰かがそれを果たさないならば、彼は60シリング責ある<sup>(註23)</sup>べきである。また（納めるべき金額の）12倍の教会税を納めるべきである。

61条：教会税を人は、その人が真冬にいるところの、刈株（＝耕地）からまた炉辺（＝住居）から納めねばならない。

#### 1) 教会的罪に教会の命じる贖罪ではなく世俗罰が科せられる

教会の定めによれば教会的罪を犯しそれを告白した者は聴聞司祭によって贖罪が科された。贖罪とは具体的には主として断食であり、罪の重さに応じて贖罪期間が定められていた。例えば両親が幼児に洗礼を受けさせないならば1年間の断食贖罪、未洗礼幼児が死ぬならば3年間と定められ、また日曜日に労働する者は1週間の贖罪が科せられた<sup>(註24)</sup>。アングロ・サクソン後期の『アルフレッド王法』においては「(世俗)法が命じるように賠償金を払い、また聴聞司祭が指示するように誓約違反の償いをなすべきである」(1-8条)、「(誓約違反をなすならば)王の所領で牢獄に40日間居り司教が指示する罰を受けるよう」(1-2条)、「(牢獄から)逃亡するなら追放の身となり、またすべての教会から破門されるべきである」(1-7条)、「(秘密にしていた違反のため)教会に逃げ込みその罪を神の名において告白するならば(世俗)罰の半分が免除されるべきである」(5-4条)と、世俗罰<sup>(註25)</sup>と共に教会の命じる贖罪<sup>(註26)</sup>をも受けるべきであると規定されている。しかし『イネ王法』では教会の命じる贖罪については一切触れられていない。上述のキリスト教の義務違反には世俗罰＝罰金支払い、鞭打ち、奴隷への降格などが科せられるのみである。

#### 2) その世俗罰は王に経済的増収をもたらすものである

そしてその罰とは概して王を経済的に利するものであった。それは3条「日曜日に奴隷を働かせた主人は王へ罰金を払う」が明白に示している。また Wormald は2条「30シリング（でもって）償うべきである（XXX scill. gebete）」の gebetan（償う）という語はかつて被害者側への賠償金支払いの意味で用いられていたが、7世紀後半になると王への罰金支払いを意味するようになったと言い、2条、4条も王が罰金を受け取ったと主張する<sup>(註27)</sup>。もっとも4条の「12倍の教会税を納める」先は教会であろう。61条ではその教会税がどのような単位で払われるべきかが具体的に示されている。そこでは世俗税の課税単位がそのまま教会税徴収単位として使われている。そもそもこの61条は59-1条の大麥税支払い、60条の耕犁畜賃借料支払いの次にくる条文でありこのつながりで言うと教会税徴収は世俗王の手によるものであったのかも知れない。教会の徴税組織に関しては史料

がないが、『イネ王法』44-1条、70-1条ではウェセックス王国の経済的基礎であるハイド単位での貢租の義務が規定されており、シャイアと呼ばれる行政単位を貴族が王の役人として統べていた(36-1条)ことから、世俗徴税組織が利用された可能性はある。以上のようにイネ王は、幼児未洗礼、日曜日労働、教会税未納という教會的義務を果たさない者から罰金収入を得ようとした。

### 3) キリスト教的義務を王の権利拡大のために利用

3条~3-2条の日曜日労働禁止条項を「主人」(hlaford, lord) — 「従属者」関係に着目してみよう。695年に作成されたと考えられるケントの『ウィフトレッド王法』9条~11条にも日曜日労働を禁止する条項があり、そこでは日曜日を遵守せず働いた従属者は主人に罰金を払わねばならず、主人と従属者だけの関係を規定している。9条「もし雇われ人(=従属者)が主人のいつけに反して日曜日に労働をするならば、主人に80シェアト(=4シリング)償うべきである」、10条「もし雇われ人が日曜日に馬で出かけるならば、主人に6シリング償うべきである。または皮膚を失うべきである」、11条「しかしもし自由人がその禁じられた時日に働くならば、(主人へ)「賠償金」(healsfang)の責任がある」。ここでは日曜日の遵守があたかも主人の管轄事であるかのごとく定められている。一方『イネ王法』には主人—従属者関係の規定が3条~3-2条以外に計15条項と多くあるが、そのうち13条項(21条、22条、23-1条、24条、27条、29条、50条、53条、70条、74条、74-1条、76条、76-2条)は主人—従属者間に第三者がからむ場合の規定である(例えば22条「従属者が盗みを働き彼に保証人がいない場合、主人が被害者に賠償金を払う」、70条「従属者が殺害された場合、殺害者は被害従属者の主人に「家来の賠償金」(マンボート, manbot)を払わねばならない」など)。主人—従属者だけに關わる規定は39条「従属者が主人の許可なく移動するなら、元のところへ戻り主人に60シリング払うべきである」と67条「従属者に住居を与えないならば、主人は賦役労働を強化し貢租を値上げすることはできない」のみである。ところが『イネ王法』3条~3-2条の日曜日労働禁止条項は、第三者がからむことなく、また39条、67条のように主人—従属者間で罰が規定されているわけでもない。3条では王への罰金、3-1条・3-2条では鞭打ち、奴隷への降格(または王へ60シリングの罰金支払い)という王が介入する罰が主人、従属者に科せられるのである。このことから推測するに、イネ王は日曜日の遵守というキリスト教の義務をからめて王への罰金、鞭打ち、奴隷への降格を定めることで、自らの権利拡大を狙ったと言えるのではないか。

## 2. 代父、代子、聖体拝領者を法の中に位置付ける

1. ではイネ王は、教会の定めたキリスト教の義務に対する違反を王の権利拡大に利用し、世俗罰を科し、罰金を手中にしようとしたことを見た。2. では代父、代子、聖体拝領者を法の中に位置付ける条項を見てみよう。

76条：もし誰かが他人の代子を殺すならばまたは彼(=他人)の代父を殺すならば、その血族<sup>(註28)</sup>に払うべき賠償金額は(主従関係における)家来の賠償金額と同一であるべきである。その主人になされねばならないところの家来の賠償金とまったく同じように、その賠償金はその(=被害者の)人命金<sup>(註29)</sup>に応じて増加すべきである。

76-1条：しかしもしそれ(=被害者)が王の代子であるならば、(殺害者は)彼(=被害者)の人命金に従ってその血族団体(=被害者親族)と王に同様に償うべきである。

76-2条：しかしもし彼(=被害者)が殺害した者に抵抗<sup>(註30)</sup>していたならば、そのときは、その(=被害者の)主人は罰金を失うように、その代父は賠償金を失うべきである。

76-3条：もしそれ(=被害者)が堅信の代子であるならば、(その賠償金は)半分とされるべきである。

76条では家来が殺された場合その主人に賠償金が払われるという制度<sup>(註31)</sup>を、キリスト教の代父・代子に(代父・代子があたかも主人にあたるように)適用している。その「家来の賠償金」額は70条によると被害者親族に払われる人命金の十分の一~約八分の一の額である。しかし76-1条では、王の代子殺害時には代子の血族団体への人命金と同額が王へ支払われる。ここでは王は代子の主人として扱われるのではなく被害者親族と同等の地位が与えられるのである。A. Angenendtは7世紀イングランドでは王が代父・代子関係を利用して支配伸張を図ったと指摘しているが<sup>(註32)</sup>、上の条文を読むとイネは代父・代子のようなキリスト教的結びつきを社会秩序維持に

役立つものとして積極的に評価し、その結びつきを優遇することでキリスト教の社会への浸透を手助けし、それによって社会秩序をさらに強化することを狙ったと言えるのではないか。

次は聖体拝領者を法の中に位置付ける条項である。

15-1条：(略奪団<sup>(註33)</sup>に参加したという嫌疑をはらすためには自分の人命金額に相当する雪冤宣誓しなければならないが) その宣誓は聖体拝領者については半分でよい。

19条：王の従者はもし彼の人命金が1200シリングであるならば、そしてもし彼が聖体拝領者であるならば、彼は60ハイドについて宣誓するのを許される。

訴えられその嫌疑をはらす場合、当時は宣誓という方法が用いられた。無実を証明するための雪冤宣誓である。一般的にはその宣誓には本人以外の宣誓補助者も必要であり、本人とその補助者が払うべき賠償金の総額は訴えられた罪によって異なる。15-1条の略奪団参加の罪をはらすために必要な金額は不明であるが、聖体拝領者はその半分しか求められない。これは彼ら聖体拝領者の法的身分を高く定める規定である。一方19条の意味は次の通りである。雪冤する場合、上述のように訴えられた罪によって賠償金額は異なるが、さらに、もともと各人が持っている宣誓価値も異なっていた。例えば人命金100シリングの人が殺害された場合犯人と疑われた者は100シリング払うか、あるいは100シリングの価値の雪冤宣誓をしなければならないが、その際自分の持つ価値が例えば10シリングであれば残りの90シリングの補助宣誓が必要となるのである。理論的には宣誓価値合計が90シリングであれば補助者数は問われない。そしてその宣誓価値におけるシリングという単位はハイドに置き換えられ得た。従って19条の王の従者は60ハイド(=シリング)の宣誓価値を持つ者なのである。15-1条を考慮すると彼は聖体拝領を受けていない場合、半分の30ハイドの価値しかない者であろう。それゆえ19条は王の従者の聖体拝領者への法的身分を高く定める規定と言えよう。

以上からイネは殺害という大罪に関する代父・代子、また王にとって脅威となる略奪団への参加者のうちの聖体拝領者、王の従者の聖体拝領者を世俗法下に位置付け、自らはその世俗法体系の頂点に位置するものとして社会秩序維持を図ろうとしたと考えられる。

### 3. 司教の法的位置付けと、ミンスター・修道院長を法の中に位置付ける

13条：もし誰かが司教の前で不正に証言(gewitnesse、Zeugniss、witness)や誓言(wed、Versprechen、pledge)をしたならば、彼は120シリングでもって償うべきである。

45条：王の住居、または(司教)管轄区内にある司教の住居への侵入について、(侵入した)人は120シリング償わねばならない。エアドルマン(ealdormann、貴族)の住居については80シリング、王のセイン(thegn、戦士)の場合は60シリング、土地をもっているイエシースクンドマン(gesithcund mon、豪族)の場合は35シリング(償わねばならない)。また(侵入の嫌疑をはらすと思う者は)それ(=上の賠償額)に従って雪冤宣誓する。

上の2条項は司教に対して新たな法的位置付けをなしたものである。13条に関して、イネ王時代に証言や誓言がどのような場でいかになされていたかは不明である。しかし誓いは何らかの物あるいは人においてなされていたであろう。それゆえ13条の意味は、司教の前での誓い(証言・誓言)を世俗法上で新たに位置付ける必要がおり文化されたものと思われる。ここで司教は誓いにおいて重要な位置付けを与えられ、その意味で世俗法の枠組みに組み込まれたと言える。45条では司教の住居への侵入者は王と同額の償い金を払わねばならず、エアドルマンより高額となっている。『アルフレッド王法』40条によれば、王へ120シリング、大司教へ90シリング、司教とエアドルマンは同額の60シリングである。これと比較すると『イネ王法』では司教は高い法的位置が与えられている。

さて上述の司教とは597年以降の「ローマ教会」の司教である。イングランドではそれ以前から、ローマン・ブリテン時代のキリスト教あるいはアイルランド由来のキリスト教が、ミンスター<sup>(註34)</sup>や修道院で信仰されていた。これらについても『イネ王法』は次のように言及している。

6-1条：もし誰かがミンスターにおいて争うならば、120シリング償うべきである。

23-2条：(よそ者が殺害され、彼に血族がいない場合)しかしもしそれが(=そのよそ者を保護していたの

が) 修道院長であるならば、または女修道院長であるならば、彼らは同じ仕方 (=半分ずつ) で (彼の人命金を) 王と分けるべきである。

6-1条は家などにおける「争い」について定めた6条~6-4条の一部であり、全体として写本中の数字の読み方をはじめ様々な議論がなされている条項である。これら条項の内容の解釈をまとめたのが次の表である。

表1: 『イネ王法』 6条~6-4条

	Attenborough, Whitelock	Liebermann
6条: 王の家での争い	王の裁決による	王の裁決による
6-1条: ミンスター内	ミンスターへ120シリング (s.) 償い、(王へ120s.罰金)	ミンスターへ120s.償い (王への罰金なし)
6-2条: エアールドルマン(エ.)・すぐれた賢人の家	エ.と賢人へ60s.償い★ エ.と賢人へ60s.罰金★ (王へ120s.罰金)	エ.と賢人へ60s.償い  王へ60s.罰金
6-3条: イェブール・貢租支払人の家	イェブールへ6s.償い 王へ120s.罰金	イェブールへ6s.償い 王へ30s.罰金
6-4条: 野原での争い	王へ120s.罰金	王へ30s.罰金

(表中の ( ) は研究者による推察。 ★ここでは償い金と罰金が併記されている。)

Attenborough, Whitelockはミンスター内での争いの罰金が王にも払われるとする。Wormaldもこの立場に立ち、120シリングという王への高額な罰金支払いがイェブール (gebur、小農民)・貢租支払人の家 (6-3条)、また野原での争い (6-4条) に適用されていることと合わせてイネ王を秩序の多方面に責任を負う統治者であるとする。ミンスター内での争いに王への罰金が払われるべきか否かは別として、ミンスターへ償い金が払われる点では研究者は一致している。ミンスターの実態や機能については不明な点も多く、地域社会でのミンスターの中心性、司牧における重要性については異を唱える研究者もいるが<sup>(註35)</sup>、少なくともミンスターが地域社会から孤立していなかったと考える点ではほぼ共通する。このように古くから存在し<sup>(註36)</sup>地域社会の一部を構成しているミンスターの役割や影響力に鑑みイネ王はミンスター内での争いに関する賠償規定を加えたのではないかと推察される。また23-2条は23条「もし誰かがよそ者を殺害すれば、王が人命金の三分の二、子息または血族たちは三分の一を得る」、23-1条「しかしもし彼に血族がいなければ、人命金の半分は王が、半分はそのイェシースクンドマンが受け取る」に続く条項で、イェシースクンドマンや修道院長がよそ者を保護していた (あるいは雇い入れていた) がゆえに人命金の一部を受け取れると解釈することができる。ここには地域社会と関わりを持っていた修道院長の姿をみることが出来る。以上から6-1条、23-2条はウェセックスにすでに在ったキリスト教団体に関する条項であると言えよう。このようにイネは、「ローマ教会」の司教とミンスター・修道院長にそれぞれ対応する条項を作った。

### Ⅲ. おわりに

イネ王は登位直後それまでの慣習を確認すると共に新しい事態に対応するために、法を「書いた」形で残した。その文書化には聖界人の手が必要であり、『イネ王法』の序文でも司教ヘッディ、司教エオルコンワルドの助言と教示について言及している。そして「神の下僕たちが彼らの真正の規則を正しく遵守することを最初にわれわれは命令する」(1条)から規定を始めるのである。しかし「教会条項」を全体として検討<sup>(註37)</sup>してみると、イネ王はキリスト教に積極的に関与し、司教やキリスト教徒を世俗法下に位置付けることによって教会を取り込み、自らをその法体系の頂点に置き罰金収入を得ながら社会秩序を維持しようとする意図をもっていただことがわかる。アングロ・サクソン前期のイネ王と教会の関係は少なくとも『イネ王法』から見る限り王権主導であり、後期の『アルフレッド王法』に見られる両者が協力する関係とは異なるものが意図されていたと言えよう。

イネは『王法』以外にも主に教会や修道院に対して土地を譲与するチャーター文書を残している。また教会や修道院も文書史料を残している。今後はこれらを検討し、イネ王とキリスト教会のより具体的な関係を検証した

い。

〔註〕

- (1) 本稿では王の法が継続して出されるようになるアルフレッド王以降を後期、それ以前を前期と呼ぶ。P. Wormaldは2部構成の著書 *The Making of English Law: King Alfred to the Twelfth Century*, vol.1, Oxford, 1999, repr. 2001 (以下 *The Making of English Law* と略記) で2部をアルフレッド以降、1部をそれ以前の時代に充てている。
- (2) イネ王の法が収録された複数の写本には、Ines lage, Ines cyninges asetnysseなどのタイトルがつけられている。いずれもイネ(王)の法の意味を持つ。そこで英語ではIne's laws, Ine's codeなど様々に呼ばれる。邦語では一般的に『イネ法典』と訳されるが本稿では写本の原語に忠実に、試訳として『イネ王法』と呼ぶ。
- (3) イングランドではアングロ・サクソン時代に初めて王法が書かれた。そしてアングロ・サクソン前期からは計4王法が残り伝えられている。それらのうちケントの『エセルベルフト王(位560~616)法』においては教会に関するものは1条項のみであり、『フロスヘレ・エアドリッチ王(位673~685・位685~686)法』においては皆無である。また『ウィフトレッド王(位690~725)法』においては全33条項中教会条項は27あるが、俗人に関するものは6条項のみであり全体的な視点から王の意図を考察するには不十分である。さらにケント王国でアングロ・サクソン時代後期に作成されたものはなくこれら前期の3王法がすべてである。一方イネのウェセックス王国では後期にも多くの王法が作成され、『イネ王法』との比較も可能である。それゆえ本稿では『イネ王法』を分析対象とする。
- (4) F. Liebermann ed. & tr., *Die Gesetze der Angelsachsen* vol.1, Halle, 1898-1916, repr. 1960
- (5) D. Whitelock ed. & tr., *English Historical Documents c.500-1042*, London, 1955, pp.327-8
- (6) D. Bethurum, 'Stylistic Features of the Old English Laws', *Modern Language Review* 27, 1932, pp.263-79, esp. p.264
- (7) J.M. Wallace-Hadrill, *Early Germanic Kingship in England and on the Continent*, Oxford, 1971, pp.37, 44
- (8) P. Wormald, 'Lex Scripta and Verbum Regis: Legislation and Germanic Kingship from Euric to Cnut', in P.H. Sawyer & I.N. Wood eds., *Early Medieval Kingship*, Leeds, 1977, pp.105-38, esp. pp.121-4
- (9) P. Wormald, *Legal Culture in the Early Medieval West*, London, 1999 (以下 *Legal Culture* と略記) H.R. Loynも法作成過程を本質的に口頭とするWormaldの見方を支持し、特に慣習法の役割を強調した (*The Governance of Anglo-Saxon England 500-1087*, London, 1984, pp.108-10)。
- (10) R. McKitterick, *The Carolingians and the Written Word*, Cambridge, 1989, p.39
- (11) H. Vollrath, 'Gesetzgebung and Schriftlichkeit: Das Beispiel der Angelsaechsischen Gesetze', *Historisches Jahrbuch* 99, 1979, pp.28-54, esp. p.32
- (12) S. Keynes, *The Diplomas of King Aethelred 'The Unready' 978-1016: A Study in their Use as Historical Evidence*, Cambridge, 1980; Idem, 'Royal Government and the Written Word in Late Anglo-Saxon England', in R. McKitterick ed., *The Uses of Literacy in Early Medieval Europe*, Cambridge, 1990, pp.226-57, esp. pp.243, 255
- (13) L. Oliver, *The Beginnings of English Law*, Toronto, 2002, pp.16-20, 39-41
- (14) J.R. Schwyter, *Old English Legal Language*, Odense, 1999, p.27参照。
- (15) P. Wormald, *Legal Culture*, pp.180, 192
- (16) A. Harding, *The Law Courts of Medieval England*, London, 1973, p.13
- (17) A.R. Bridbury, 'Seventh-Century England in Bede and the Early Laws', in Idem, *The English Economy from Bede to the Reformation*, Woodbridge, 1992, pp.56-85, esp. pp.66-7
- (18) P.R. Hyams, 'Feud and the State in Late Anglo-Saxon England', *Journal of British Studies* 40-1, 2001, pp.1-43, esp. p.2 もっともHyamsはフェーデ社会において「活動的な王」と共に「公的法院」(public court)の役割を評価すべきであると考え。
- (19) P. Wormald, *Legal Culture*, pp.195, 198
- (20) ここでの教会とは597年以降ローマ教皇の指導下にあるイングランドの「ローマ教会」を指す。597年以前からローマン・ブリトン系教会、アイルランド系教会が在ったが、ウェセックスではイネ王の時代までにそれらは衰退していたと思われる。M. Costen, *The Origins of Somerset*, Manchester, 1992, pp.1-80参照。
- (21) アングロ・サクソン諸王法のテキストは、F.Liebermann, *op. cit.*, F.L. Attenborough, ed. & tr., *The Laws of the Earliest English Kings*, Cambridge, 1922, repr. 1974, A.J. Robertson ed. & tr., *The Laws of the Kings of England*, Cambridge, 1925, D. Whitelock, *op. cit.* による。『イネ王法』の邦訳としては戸上一「イネ法典邦訳」『日向学院論集』8, 1965, pp.1-97、黒須徹『イネ法典の社会経済史的研究』宝文堂、1975, pp.327-70、大沢一雄『アングロ・サクソン(=古英)法典』朝日出版社、2010, pp.119-75がある。本稿の邦訳は戸上一訳に依っているが、一部は現代的表現に直し、また新しい見方から訳し直した。( ) は筆者による補足説明である。なお『イネ王法』は『アルフレッド王法』の付録としてのみ残存しており、『イネ王法』が当時のままの形で無傷で『アルフレッド王法』に収録されたのかあるいはアルフレッドによって改竄がなされたものかについての議論もある。Schwyterはこの問題をまとめ(*op. cit.*, p.21)、自身は『イ

- ネ王法』がイネ時代のテキストであると捉える。Wormaldも、『アルフレッド王法』中で『イネ王法』と矛盾した条項があることによりアルフレッドは『イネ王法』を手直ししなかったと結論付ける (*The Making of English Law*, p.278)。本稿でもその立場を取る。
- (22) 〈 〉はCorpus Christi College, Cambridge, MS. 383にのみ収録されている。
- (23) 責ある (scyldig)、原則として原語に忠実に「償う」(gebetan; 2条、2-1条など)、「払う」(gesellan; 3条など)、「納める」(agifan; 4条など)、そして「責ある」を訳し分けた。
- (24) 『テオドロス (カンタベリー大司教、位668~690) の贖罪規定書』(A.W. Haddan & W. Stubbs eds., *Councils and Ecclesiastical Documents* vol.3, Oxford, 1871, repr. 1964, pp.173-204) による。
- (25) .....部分
- (26) \_\_\_\_\_部分
- (27) P. Wormald, *Legal Culture*, p.193 (Liebermannも同見解) さらにWormaldは6-3条「イエブール (小農民) の家で争う者はイエブールへ償い金6シリング、また王へ罰金120シリング払わねばならない」が示すように、王への罰金がイエブールへの償い金の20倍になっており王は罰金収入を重視していたと言う (*The Making of English Law*, p.105)。
- (28) 誰かの代父、代子である者は、その彼と擬似的血族であると捉えている。
- (29) wergeld, 「アングロ・サクソン法上、人が殺害された場合に加害者側が被害者側に支払わねばならなかった賠償金で、被害者の身分に応じた人命金は予め定まっていた」(田中英夫編『英米法辞典』東京大学出版会、2001、p.910)。
- (30) onbryrdan、諸家の訳はlosschlagen (Liebermann), be engaged in a struggle (Attenborough), be resisting (Whitelock)。「抵抗」が意味することは明らかではないが、被害者の主人と代父は賠償金の受け取り手として同等の立場にある。
- (31) 「家来の賠償金」制度、II.1.3参照。主人が「家来の賠償金」を受け取る権利はケントの『エセルベルフト王法』6条にも見られ (D. Whitelock, *op. cit.*, p.357)、その慣習は主人への支払いが輪環 (drihtinbeah, lord-ring, lord's compensation) で行われていたであろう古ゲルマン時代から続くものであると思われる (L. Oliver, *op. cit.*, pp.85-6)。
- (32) A. Angenendt, 'The Conversion of the Anglo-Saxons considered against the Background of the Early Medieval Mission', *Settimane* 32, 1986, pp.749-92
- (33) hereteam、略奪団については13-1条「われわれは7人までを窃盗犯と呼ぶ。7~35人までを徒党、それを越えると略奪団である」参照。
- (34) ミンスター (mynster, minster) は、F.L. Cross & E.A. Livingston eds., *The Oxford Dictionary of the Christian Church* (Oxford, 1958, repr. 1974 p.920) によれば「もともとは修道院的施設あるいはその教会を指す語」で、「アングロ・サクソン時代の(古いミンスター)は王や司教によってその所領に建てられ、集団で住む聖職者たちが運営し、大教区を中心となっていた」。
- (35) いわゆる「ミンスター論争」。論点の1つはミンスターと地域社会との関わりについてであり、J. Blair, A.Thacker, M.J.D. Poundsらがミンスターは司牧伝道活動の拠点で地域の俗人社会と関わり地域の中心であったという「ミンスターモデル」を提唱した。これに対してE. Cambridge, D. Rollasonはミンスターでの瞑想的修道生活に重きを置き、C. Cubittもミンスターは多くの場合信心(献身)のために建てられ司牧は必ずしも第一の関心事ではなかったと反論した。Cubittは司牧活動には教会の聖職者が関わったと述べ、S. Coatesも聖職者の個人的活動としての司牧を評価する。ミンスター論争は最近においても「共通理解において同意がない」(S. Foot, *Monastic Life in Anglo-Saxon England c.600-900*, Cambridge, 2006, p.26) が、J. Blairは「ミンスターモデル」は修正可能であると主張する。そしてBlairは今後特に地形学的アプローチによる地域研究やアングロ・サクソン初期史料の詳細な検討が必要であると述べている (J. Blair, *The Church in Anglo-Saxon Society*, Oxford, 2005, pp.4-5)。
- (36) ミンスターへの贈与が少なくとも6世紀末より確認できる (J. Blair, *op. cit.*, p.84)。
- (37) 『イネ王法』の全20の教会条項のうち、教会聖域に関する5条「もし誰かが死の責があり、そして彼が教会へ逃げて到るならば、彼の生命を保つべきである。また彼は法が命ずるよう償うべきである」、5-1条「もし誰かが彼の皮膚を喪失しそして教会へ逃げて到るならば、彼にその鞭打ちは免除されるべきである」は本稿では触れなかった。なぜなら教会聖域について言及のあるアングロ・サクソン時代の文書は、9世紀末の『アルフレッド王法』までこの『イネ王法』のみしかなく、1つの史料により教会聖域を考察することは困難であるからである。教会聖域は『アルフレッド王法』以降は中世後期に至るまで様々な史料に出て来、多くの議論がなされている。(G. Rosser, 'Sanctuary and Social Negotiation in Medieval England', J. Blair & B. Golding eds., *The Cloister and the World: Essays in Medieval History in Honour of Barbara Harvey*, Oxford, 1996, pp.57-79参照)その議論上において『イネ王法』の教会聖域を論ずる紙幅は本稿にはなく、この問題は次稿以降に譲りたい。